

◇神戸市職員労働組合教育支部との交渉議事録

1. 日 時：令和4年12月26日（月）18：20～18：30
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出席者：
（市）教職員課長、労務制度係長、他1名
（組合）教育支部長、書記長、他1名
4. 議 題：学校給食費の給与からの控除について
5. 発言内容：

（市）学校給食費の給与からの控除についての提案をさせていただきます。

皆様方におかれましては、平素から本市の教育振興に、日々ご尽力、ご協力いただいていることに対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日は、学校給食費の給与からの控除について、お示しさせていただきます。お手元にお配りした「学校給食費の給与からの控除について（案）」をご覧ください。

それでは、ご説明いたします。

「1. 概要」についてですが、教員の業務負担の軽減や学校給食費の管理における透明性の向上の観点から実施をする学校給食費の公会計化にあわせ、教職員が負担している学校給食費について、新たに給与から控除することができることといたします。

続きまして、「2. 対象者」につきましては、正規職員、再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員、一部の会計年度任用職員のうち、学校給食費の給与からの控除に同意するものといたします。

「3. 控除方法」については、現時点で確定しておりませんが、2つの方法で検討しているところでございます。

1つ目の方法は、喫食した食数に関わらず、毎月一定額を給与から控除し、年度末に精算をする方法です。表は令和4年度の小学校給食費による例をお示ししております。

2つ目の方法は、喫食した食数分を翌月給与から引き去る方法です。この場合、年度末の精算はございません。1つ目の方法、2つ目の方法、いずれにしましても、4月、5月は事務処理の都合上、給与から控除をすることができませんので、控除開始月は6月からとなります。

「4. 実施予定時期」につきまして、

（1）小学校、特別支援学校、一部の中学校は、案内及び給食の申し込みを令和5年秋ごろ行い、給与からの控除は、令和6年4月喫食分からの予定です。

(2) 上記(1)以外の大半の中学校においては、令和6年度4月以降に予定をしております、中学校の全員喫食制への移行の時期に合わせて、給与からの控除を開始させていただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

(組合) 頂いた提案につきまして、概ね賛成ですし、特に大きな問題はないかと思えます。まだもう少し時間がありますので、十分に検討していただきたいと思えます。特別支援学校に関する事しか分かりませんが、進路関係に携わっている教員の方々は、実際給食を半分も食べていない事があると聞いています。栄養教諭の裁量で給食を止められる部分は止めてもらっていると聞きました。ただ、栄養教諭や教育事務職員の手を煩わせていた部分もあるため、この機会に現場の意向も確認させていただきたいと考えております。

(市) 決められた期限までにシステムに入力することで給食を止めることができますが、実際に学校でどのような運用をするかは、学校の規模によっても取ることのできる対応が異なるため、学校判断に任せている部分があります。健康教育課の担当者に確認している限りでは、現時点で一律にルールを設定することは想定していないということです。

(組合) おそらく学校の規模や担当者の考え方もあるかと思えますし、おっしゃっていることは十分理解できます。確定するまでまだ時間がありますので、現場の意見を聞き、十分に検討していただきたいと思えます。あとはやはり、健康教育課の負担が大きくなることを避けてほしいと考えています。